

生活衛生融資のご案内 (株式会社日本政策金融公庫)

生活衛生関係営業のみなさまへ

生活衛生融資のご案内



お問い合わせ先
事業資金相談専用ダイヤル

 **0570-054649**
マルゴトヨロシク

※ナビダイヤルをご利用いただけない場合は、
事業ローンコールセンター(03)3345-4649、
こくきんビジネスサポートプラザ名古屋(052)563-4649または、
こくきんビジネスサポートプラザ大阪(06)6315-4649
におかけ直してください。



日本政策金融公庫

国民生活事業

<http://www.k.jfc.go.jp/>

● 一般貸付 ●

○原則として都道府県知事の「推せん書」が必要です。

設備資金

業 種	ご 融 資 額
飲食店営業 喫茶店営業 食肉販売業 食鳥肉販売業 氷雪販売業 理容業 美容業 その他公衆浴場業(注1)	7,200 万円以内
一 般 公 衆 浴 場 業	3 億円以内
2施設以上の場合	4 億 8,000 万円以内
旅 館 業	4 億円以内
興 行 場 営 業 サ ウ ナ 営 業	2 億円以内
ク リ ー ニ ン グ 業(注2)	1 億 2,000 万円以内
ご返済期間(うち据置期間)	13 年以内(1年以内) [一般公衆浴場業は30年以内]

(注1) その他公衆浴場業(いわゆるスーパー銭湯、健康ランド等)の方は、資金のお使いみちがレジオネラ症の発生のおそれがある施設または設備を改善する場合が対象となります。

(注2) クリーニング取次業に業態転換した方のうち、一定の要件に該当する方も対象となります。
(ただし、ご融資額は4,800万円以内)

● 振興事業貸付 ●

○振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方にご利用いただけます。

○生活衛生同業組合の長による「振興事業に係る資金証明書」が必要です。

設備資金

運転資金

業 種	ご 融 資 額	ご 融 資 額
飲食店営業 喫茶店営業 食肉販売業 食鳥肉販売業 氷雪販売業 理容業 美容業	1 億 5,000 万円以内	全業種 5,700 万円以内
一 般 公 衆 浴 場 業	1 億 5,000 万円以内 [「一般貸付」と別枠です。]	
旅 館 業 興 行 場 営 業	7 億 2,000 万円以内	
ク リ ー ニ ン グ 業(注)	3 億円以内	
ご返済期間(うち据置期間)	18 年以内(2年以内)	5 年以内(6カ月以内) 特に必要な場合は 7 年以内(1年以内)

(注) クリーニング取次業に業態転換した方のうち、一定の要件に該当する方も対象となります。

(ただし、ご融資額は、設備資金・運転資金とも4,800万円以内)

※事業計画書を策定し、生活衛生同業組合の検証を受けた組合員の設備資金および運転資金(標準営業約款に登録している組合員の方の運転資金を含む。)については、通常適用される利率より低い利率でご利用いただけます。

※振興事業貸付を特別な利率でご利用いただいている方が生活衛生同業組合を脱退された場合は、適用されている特別な利率を通常適用する利率に変更させていただくことがあります。

● 特 別 貸 付 ●

○生活衛生セーフティネット貸付

	ご利用いただける方	ご融資額	ご返済期間(うち据置期間)
経営環境 変化資金	売上が減少するなど業況が悪化している方	別枠 5,700 万円以内	運転資金 5 年以内(1年以内) 特に必要な場合は 8 年以内(3年以内)
金融環境 変化資金	取引金融機関の経営破たんなどにより、資金繰りに困難を来している方	別枠 4,000 万円以内	運転資金 5 年以内(1年以内) 特に必要な場合は 8 年以内(3年以内)

※生活衛生同業組合の長による「振興事業に係る資金証明書」が必要です。

※このほか、衛生環境激変特別貸付の融資制度があります。

● 特 例 貸 付 ●

環境対策関連貸付（防災・環境対策資金）

一般貸付、振興事業貸付に上乗せしてご利用いただけます。

- ・消防関連
店舗の防火安全を確保するために必要とする設備資金
- ・アスベスト対策関連
店舗のアスベスト飛散防止などに必要とする設備資金と運転資金
- ・耐震改修関連
店舗の事業継続計画(BCP)に基づく耐震改修に必要とする設備資金および耐震診断に要する運転資金
(注)設備資金のご利用には、BCPの作成が必要となります。作成方法については、中小企業庁のホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>)をご参照ください。

ご融資額
上乗せ
3,000万円以内
(設備資金と運転資金の通算)

ご返済期間(うち据置期間)
設備資金
15年以内(1年以内)
運転資金
5年以内(6ヵ月以内)
特に必要な場合は
7年以内(1年以内)

※運転資金のご利用は、振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方に限られます。

事業安定等貸付（雇用安定資金）

振興事業貸付に上乗せしてご利用いただけます。

事業の拡大等を行うことにより、新たに2人以上（特定業種、従業員20人以下または女性、若者（30歳未満）若しくは高齢者（60歳以上）を雇用する場合は、1人以上）の雇用が見込まれる方が必要とする設備資金

ご融資額
上乗せ
3,000万円以内

ご返済期間(うち据置期間)
18年以内
(2年以内)

※一般公衆浴場業については、一般貸付に上乗せしてご利用いただけます。

健康・福祉増進貸付

一般貸付・振興事業貸付に上乗せしてご利用いただけます。

○福祉増進資金

店舗のバリアフリー化など、高齢者などが利用しやすい店舗にするために必要とする設備資金

○受動喫煙防止資金

店舗など多数の人が利用する施設における「受動喫煙」を防止するために必要とする設備資金

ご融資額
上乗せ
3,000万円以内
(各資金の上乗せの
通算3,000万円以内)

ご返済期間(うち据置期間)
15年以内
(1年以内)

※受動喫煙防止資金の対象となる業種は、飲食店営業、喫茶店営業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、一般公衆浴場業およびサウナ営業です。

無担保・無保証人等の融資制度

● 生活衛生改善貸付（無担保・無保証人） ●

○生活衛生同業組合等の経営指導を受けている方

	運 転 資 金	設 備 資 金
ご 融 資 額	1,500 万円以内	
ご 返 済 期 間 (うち据置期間)	7 年以内(1年以内)	10 年以内(2年以内)

※ご利用にあたっては、一定の要件を満たした方で生活衛生同業組合(組合が設立されていない場合は生活衛生営業指導センター)の長の推薦が必要です。

● 第三者保証人等を不要とする融資 ●

○第三者保証人や担保などの提供（法人の方…原則として、無担保・代表者の方のみの保証）
を不要とする融資をご希望の方（個人の方…原則として、無担保・無保証人）

	運 転 資 金	設 備 資 金
ご 融 資 額	4,800 万円以内	
ご 返 済 期 間 ^(注) (うち据置期間)	5 年以内(特に必要な場合7年以内)(1年以内)	10 年以内 (2年以内)

(注) 生活衛生セーフティネット貸付をご利用いただく方については、返済期間は5年以内(特に必要な場合は8年以内)(うち据置期間1年以内(特に必要な場合は3年以内))となります。

※ご利用にあたっては、次のいずれにも該当することが必要です。

- 1 税務申告を2期以上行っていること
- 2 原則として、所得税等を完納していること

● 新創業融資制度（無担保・無保証人） ●

○新たに事業を始める方や事業開始後税務申告を2期終えていない方

	運転資金(振興事業貸付)	設備資金(一般貸付または振興事業貸付)
ご 融 資 額	1,000 万円以内	
ご 返 済 期 間 (うち据置期間)	5 年以内(6カ月以内)	7 年以内(6カ月以内)

※ご利用にあたっては、雇用の創出や勤務経験など、一定の要件に該当することが必要です。

※事業開始前、または事業開始後で税務申告を終えていない方は、創業資金の3分の1以上の自己資金を確認することが必要です。なお、事業に使用される予定のない資金は、本要件における自己資金には含みません。

設備投資を行う方(ご融資後当初2年間の利率を0.5%引き下げ)

● 設備資金貸付利率特例制度 ●

設備資金をご利用いただく場合は、ご融資後当初2年間の利率が各融資制度に定める利率から0.5%(年利)引き下げとなります。

ご 融 資 額	各融資制度に定めるご融資額以内
ご 返 済 期 間	各融資制度に定めるご返済期間内

● ご利用いただける方(対象業種・事業規模) ●

○生活衛生関係の事業を営んでいる、次の事業規模に該当する方にご利用いただけます。

対 象 業 種	事業規模（次のいずれかに該当する方）	
	資本金（会社）	従業員数（会社または個人）
飲食店営業（そば・うどん店、中華料理店、すし店、料理店、社交業、一般飲食店） 喫茶店営業 美容業 サウナ営業 理容業 一般公衆浴場業 その他公衆浴場業	5,000万円以下	100人以下
食肉販売業 氷雪販売業 食鳥肉販売業	5,000万円以下 卸売業は 1億円以下	50人以下 卸売業は 100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
興行場営業	3億円以下	100人以下
クリーニング業	3億円以下	300人以下

※従業員数には、臨時の従業員（パート・アルバイト）および家族従業員を含みません。

※その他公衆浴場業（いわゆるスーパー銭湯、健康ランド等）の方は、一般貸付におけるレジオネラ症対策資金および生活衛生改善貸付における運転資金に限りま。

ご融資の条件

- ◆**利 率**…お使いみち、ご返済期間、担保・保証人の有無などによって異なる利率が適用されます。くわしくは支店窓口までお問い合わせください。
- ◆**返 済 方 法**…元金均等返済、元利均等返済などがあります。
- ◆**保証人・担保**…お客さまのご希望を伺いながら相談させていただきます。

公庫融資の特徴

- ◆長期のご返済で、お利息は固定金利です。
- ◆無担保・無保証人での融資や、第三者の方の保証や担保を不要とする融資をお取り扱いしています。

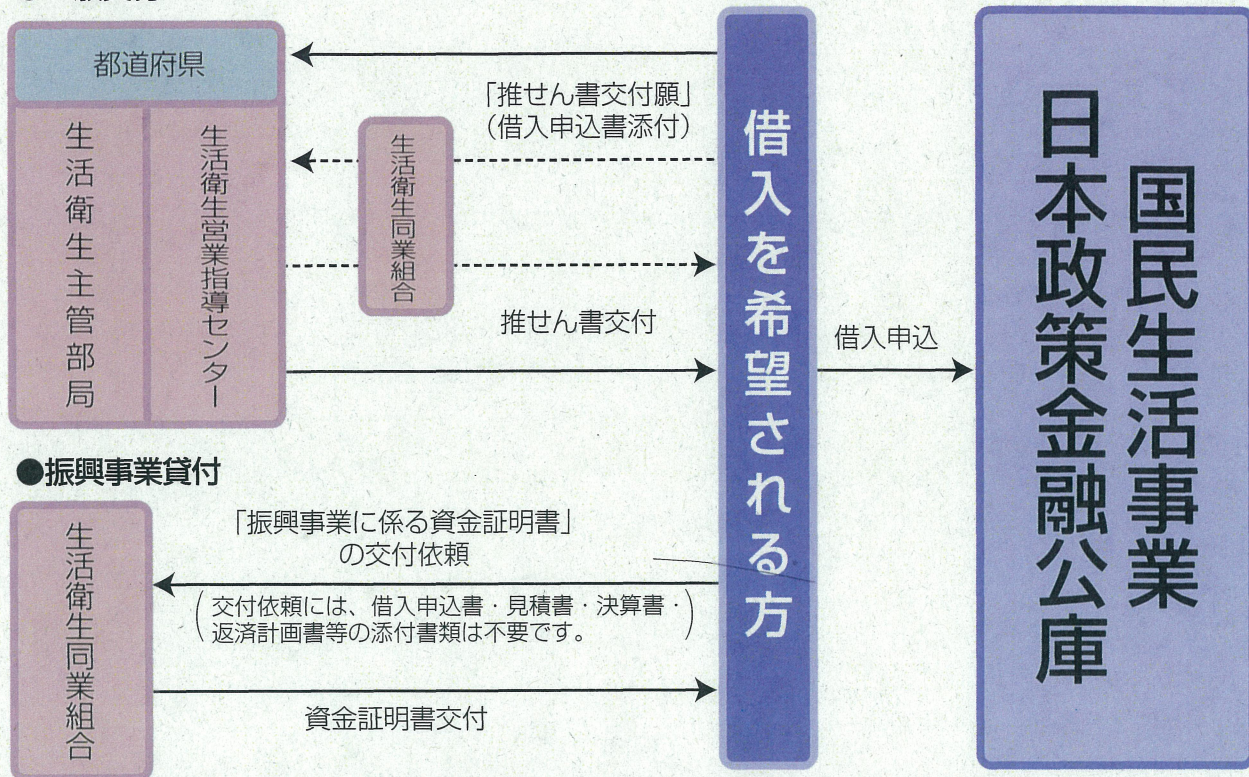
お申込に必要な書類

- ◆一般貸付の場合は、原則として都道府県知事の「推せん書」
- ◆振興事業貸付の場合は、生活衛生同業組合の長による「振興事業に係る資金証明書」
- ◆申込み施設・設備の概要（見積書、関係図面など）
- ◆企業概要書（はじめてご利用される方）
- ◆法人の方は、履歴事項全部証明書または登記簿謄本
- ◆最近2期分の確定申告書・決算書（勘定科目明細書を含む。）または申告決算書
- ◆創業計画書（新たに事業を始める方や事業を開始して間もない方。創業計画書は、最寄りの支店やホームページに用意しておりますが、ご自身で作成いただいても構いません。）

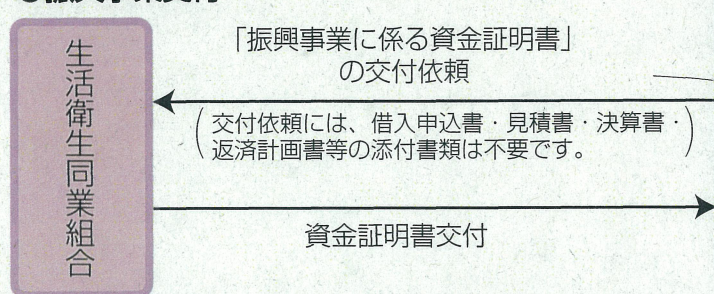
※審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。

● お申込の手続き ●

●一般貸付



●振興事業貸付



ご注意！

公庫と関係のない業者が、「公庫と提携している」などと装って、ダイレクトメールや電話により融資を勧誘したり、あっせんを持ちかけるといった事例が発生しています。このような勧誘等には十分ご注意ください。

ご相談はお気軽に

くわしくは、日本政策金融公庫 国民生活事業の窓口または都道府県的生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合でお気軽にご相談ください。

携帯電話用ホームページ

右のQRコードから携帯電話でもホームページをご覧ください。



ご相談窓口

ホームページ

<http://www.k.jfc.go.jp/>

- ・当公庫(国民生活事業)に関するさまざまな情報を提供しています。また、金利情報などをメールでお知らせする「新着情報配信サービス」、お客さまの財務指標と業界平均値との比較などができる「財務診断コーナー」等もご利用いただけます。
- ・公庫(国民生活事業)のお取引先のみなさまの販路拡大や商品・サービスのPRなど取引先の開拓をお手伝いする「ビジネスマッチングゲート」(<http://match.k.jfc.go.jp/>)もご提供しております。
- ・ホームページからもお申し込みいただけます。

